

沖繩工業高等専門学校
学生寮給食業務委託実施細目

沖繩工業高等専門学校

沖縄工業高等専門学校学生寮給食業務委託実施細目

沖縄工業高等専門学校学生寮給食業務委託契約書（以下「契約書」という。）第3条に基づき実施細目を、次のとおり定める。

なお、本細目は、寮生食事供給に伴う、給食業務委託契約書並びに仕様書、学校保健安全法等関連法令に基づき、その目的を果たすべく、委託者 沖縄工業高等専門学校（以下「甲」という。）と受託者 学生寮の給食業務を委託された者（以下「乙」という。）の役割分担を明確にし、給食業務が円滑に運営されるよう以下に示す事項を遵守するものとする。

1 業務の分担

(1) 甲が分担する業務

- ア 本業務の遂行に必要な基本的設備の設置及び整備に関すること。
- イ 献立表の精査に関すること。
- ウ 食数の集計及び乙への通知に関すること。
- エ 給食業務に係わる衛生管理状況の検査等確認に関すること。
- オ 検食に関すること。
- カ その他本業務に関して必要な指示事項

(2) 乙が負担する業務

- ア 厨房及び調理に伴う設備、機器、器具の洗浄、消毒、清掃保持、保管並びに防疫に関すること。
- イ 献立表の作成と提供給食に適合する食品材料の厳選、風味等創意工夫された調理、盛り付け及び配膳に関すること。
- ウ 保存食の適切な管理に関すること。
- エ 従業員の管理に関すること。
- オ 甲が必要として求める書類の整備、保管及び提出に関すること。
- カ その他本業務に関して必要な業務

2 給食は、寮生1名につき1日3食（朝・昼・夕）とし、乙が作成した献立表により実施するものとする。

3 乙は、献立表作成について、栄養士有資格者が作成しなければならない。

4 乙は、献立表を1箇月単位で作成し、実施2週間前までに甲に提示し、その承認を受けるものとする。

5 乙は、献立表の作成に当たっては、成長期の寮生に対して、バランスのとれた栄養を摂取するため、食品数を十分に考慮し、化学調味料の使用をできる限り控えるとともに、冷凍食品に偏らない献立を作成すること。

6 乙は承認を受けた献立を諸事情により、やむを得ず変更しようとする場合は、実施3日前までに甲に書面で申し出て、その指示及び承認を受けなければならない。

7 献立は、朝食にあっては和食と洋食の2メニュー方式とし、昼食及び夕食にあっては2種類以上の献立とする。主食（米飯等）、汁類（スープ、みそ汁等）及びサラダ類は、自由摂取できることとする。又、米の品質は標準米以上とする。

8 1日当たりの食事の規格は、日本人の食事摂取基準（厚生労働省）により次のとおりとする。ただし、改定があった場合は速やかに見直しをするものとする。

食事摂取基準	区 分	規 格	区 分	規 格
	エネルギー	2,750キロカロリー	鉄 分	9.5mg 耐容上限量40mg
	たんぱく質	60g以上	ビタミンA	900μgRE 耐容上限量2500μgRE
	脂 質	20%以上30%未満 (脂質の総エネルギーに 占める割合)	ビタミンB1	1.5mg
			ビタミンB2	1.7mg
	カルシウム	800mg以上	ビタミンC	100mg
	日本人男子15～21歳の食事摂取基準を満たすこと。			

9 給食日等は原則として次のとおりとする。ただし、甲乙協議して変更することができるものとする。

(1) 給食日は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の閉寮期間を除く毎日とする。

区 分	閉 寮 期 間
春 季	4月 1日から4月 3日まで
夏 季	8月11日から9月19日まで
冬 季	12月26日から1月 3日まで
学 年 末	3月 1日から3月31日まで

※ 閉寮期間については、若干変動の可能性はある。

(2) 給食時間は、次のとおりとする。

区 分	給 食 時 間	備 考
朝 食	7:30～ 8:20	
昼 食	11:50～12:50	
夕 食	18:00～20:00	

※ 給食時間は、若干変動の可能性はある。

- (3) 学校行事、部活動等のため定められた給食時間内に摂食できない場合は、事前に申し出た者に限り適宜の方法により摂食に便宜を図るとともに、特に必要な場合は、給食材料費で弁当等を提供するものとする。
- (4) 学校行事、部活動等のため特に必要な場合は、甲乙協議の上、寮生以外の者に対して食事等の提供を行うものとし、その費用については、その都度協議するものとする。
- (5) 疾病、アレルギー等及び食事制限のある寮生に対して、甲が必要と認めた場合は、症状に応じた食事を提供することとする。
- また、宗教上の理由で、甲が必要と認めた場合は、特別食を提供することとする。
- 1 0 契約書第5条に基づく給食費は月額980円とし、当該月の給食日数を乗じて得た額を月額とする。
- 1 1 1日の給食費は次の内訳を基準とする。
- | | |
|-------|------------------------------|
| 給食材料費 | 706円(朝食161円, 昼食247円, 夕食298円) |
| 人件費 | 226円 |
| 光熱水費 | 48円 |
- 但し、上記金額は消費税込みの金額である。
- 1 2 給食費は、毎月その月分を乙が寮生から徴収するものとする。
- 1 3 学校行事及びその他の理由により欠食した寮生に対して、乙は欠食数に給食材料費の額を乗じて得た額を各学期末に還付するものとする。
- 1 4 欠食数についての取扱は、次のとおりとする。
- (1) 学校行事又は校長が承認した行事等への参加による欠食の場合は、1食単位とする。
- (2) 寮生の都合による欠食の場合は、3食以上連続し、かつ、摂食しない日の2日前までに寮生が乙に届け出た場合に限る。
- (3) 病気その他の理由で前号の届け出が困難な場合は、その都度欠食数について甲乙が協議するものとする。
- (4) 寮生が月の途中で退寮する場合は、退寮日の翌日以降の給食費全額を返戻するものとする。
- 1 5 乙は、欠食による給食材料費を寮生に還付する場合は、事前に詳細を甲に報告しなければならない。
- 1 6 乙は、甲に次の報告書等をそれぞれの期間内に確実に提出するものとする。
- また、乙はこれらの裏付けとなる資料については5年間保存し、甲の求めに応じて提出するものとする。
- (1) 業務完了報告書(別紙様式1)
毎月の分を翌月20日までに
- (2) 給食業務収支計算書(別紙様式2)・栄養状況報告書(別紙様式3)
毎月の分を翌月20日までに
- (3) 損益計算書及び甲が必要と認める書類
当該事業年度の終了後30日以内
- 1 7 乙は、従業員の監督指導、施設等の保全、材料の仕入れ及び保健衛生の管理等を行わせるため、現場責任者を定めて、学生課寮務係に届け出なければならない。また、

栄養士及び調理師を常駐させなければならない。

- 1 8 現場責任者は、本校学生課寮務係職員と連絡を密にし、給食業務に従事する者の労務管理及び給食業務の監督指導を十分に行うとともに施設等の保全、材料の仕入れ、保管、調理等に万全を期し、次の事項については、特に注意しなければならない。

(1) 従業員の健康管理等

イ 従業員の健康管理に留意し、伝染病疾患はもとより、その疑いのある者、下痢症者、化膿症者及びそれらの疑いのある者、または甲から特に指示を受けた者はこれを就業させてはならない。

ロ 従業員に対し年1回以上の健康診断のほか、保健所等において検便(0-157の検査を含む。)を月1回以上受けさせ、その都度甲に証明書を提出しなければならない。

ハ 月初めに従事者の勤務時間表を甲に提出すること。

なお、欠勤等により変更が生じた場合は、速やかに甲に報告すること。

(2) 厨房等の衛生管理

イ 厨房及びレストランの内外は常に清潔を保ち、施設、器具及び容器等の衛生保持に留意するとともに、清掃・害虫駆除等を日常的・定期的実施すること。

ロ 従業員の服装は、調理専用の清潔なものを使用させ、頭髮、頭垢等がおちないように三角巾等を着帽させ、喫食者に不快感を与えることのないように留意すること。

ハ 従業員に対し、調理開始前、用便後、汚物取扱後及び配膳前の完全手洗いを励行させること。

ニ 食器類は、使用の都度洗浄及び殺菌を行うこと。

ホ 給食材料及び調理食品は、防虫、防鼠等の処置を講じ衛生的に保管すること。

ヘ 毎食各献立一品を検査用として、品質を保持できる容器内に2週間保存すること。

ト 残飯、残菜等については、乙の責任のもとに処理し、校内に放置しないこと。

チ その他法令に定める衛生管理に関する事項を遵守すること。

- 1 9 甲は、給食業務に必要な施設及び設備、備品(以下「施設等」という。)として、別に定める施設等は無償で乙に使用させるものとする。その他の物品については、乙の負担において更新又は補充するものとする。

- 2 0 乙は検食用として毎献立2食(各メニュー1食)を甲に提供するものとする。

- 2 1 乙は、従業員の住所、氏名等を記載した名簿(有資格者については、資格を証明できるもの(写し可)を添付すること。)を契約後速やかに甲に提出するものとし、変更があった場合は速やかに届けるものとする。

- 2 2 乙は、従業員の採用に当たっては、身元確実な者とし身体検査、検便等を行い、健康上異常のないことを確認してから採用しなければならない。

- 2 3 甲が、従業員として不適格と認めた者は、乙の責任において善処するものとする。

- 2 4 厨房等において、従業員に不測の事故が生じた場合は、乙の責任のもとに処理し、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 5 断水、停電その他給食業務に支障を及ぼすような不測の事態が発生した場合は、甲は乙と協議し必要な措置を講じなければならない。

- 2 6 乙は、乙の従業員に対し、定期的に衛生面及び技術面の教育・訓練を行い、年間の

- 計画表を提出し、業務の向上を図らなければならない。
- 27 乙は、保健所が実施する衛生管理等の講習会に参加し、業務に反映させること。
 - 28 乙は、現場責任者（火気取締責任者を兼務）を定め、甲に報告すること。
 - 29 乙は、従業員に不足が生じた場合は速やかに雇用し、給食業務実施に支障のないように対処すること。
 - 30 乙は、給食業務が寮生の生活指導の一環であることを認識し、従業員にその趣旨を徹底させるとともに、サービスの向上に絶えず努力すること。
 - 31 乙は、給食業務において不測の事態が生じた場合は、甲と協議し寮生の給食に支障のないよう適切な措置を取ること。
 - 32 給食により寮生が中毒等疾病をおこした場合、乙は、その責を負うこととし、完治に至るまでの療養費を負担しなければならない。
 - 33 学校行事及びクラブ活動等のため給食時間を変更する必要がある場合は、甲、乙協議の上、給食時間を変更することができる。
 - 34 乙は、寮生が負担する給食費を軽減するため、節電・節水等並びに業務の効率化、合理化の処置を講じなければならない。
 - 35 甲の関係職員による厨房等の施設内への立入り、指導、助言等を行うことができるものとする。
 - 36 甲が必要と認めたときは、関係書類並びに立入りなどの検査を行うことができるものとする。
 - 37 乙は、防火、防犯その他災害等の発生防止に留意し、業務終了後異常の有無を確認の上、必要に応じ警備員に報告するものとする。また、休業中においても防災、防犯に留意しなければならない。
 - 38 甲及び乙は、必要に応じ17の現場責任者を含む関係者若干名で構成する学寮給食に関する懇談会を開催するものとする。
 - 39 この給食業務実施細目に定めのない事項、その他変更の必要がある事項は、その都度、甲、乙間で協議の上、定めるものとする。
 - 40 乙が上記条件及び甲の諸指示に違反したときは、甲は契約を解除することができ、そのことにより生じた被害を乙に賠償請求ができるものとする。

以上